

熊本市をみんなで築いていくためのルール

熊本市自治基本条例



熊本市地域政策課

令和3年12月21日

～1～

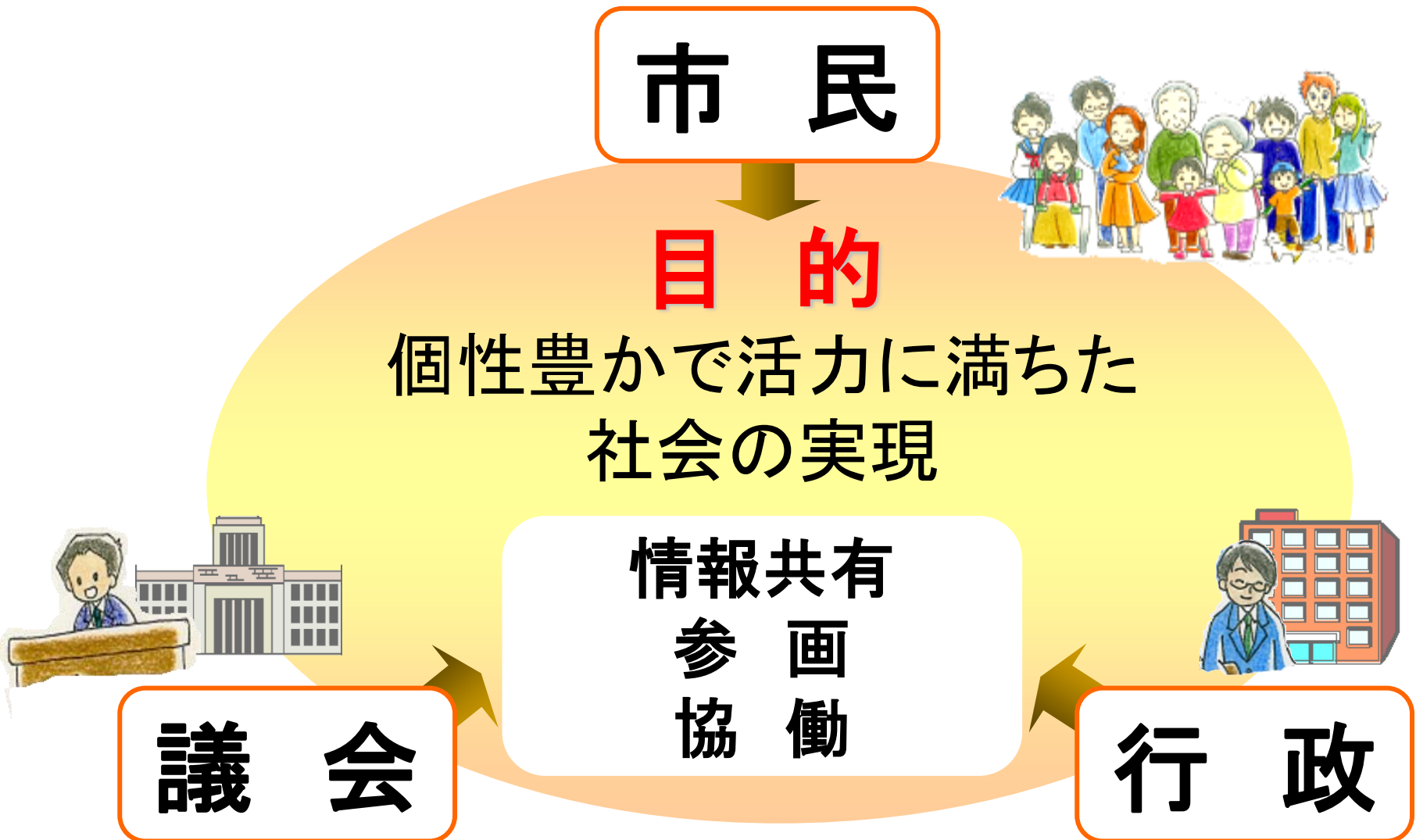
(1) 自治基本条例とは？

市民、議会、行政の三者が、
それぞれの果たすべき役割や
市政・まちづくりを行うための
ルール、制度

平成15年から検討され、平成22
年4月から施行されました！



◆自治基本条例のイメージ



（２）自治基本条例の必要性

◆ 地方分権時代の到来

◆ 住民ニーズの多様化



◆ 行政だけでは対応できない時代の到来



◆ 市民活動の活発化

自治基本条例の概要

全体像

前文・総則

市民・
市議会・
行政の役割

市政の
原則と制度

情報共有
参画
協働

コミュニティ
活動

区における
まちづくり

危機管理

住民
投票

国・他自治体
との連携

自治推進委員会・最高規範性・条例の見直し

前 文

この条例をつくる**意義**や**背景**などを定めています。

第1章 総則

この条例の**目的**や**自治運営の基本原則**などを定めています。



第2章

市民・市議会・行政の役割

「市民」「市議会」「行政」
三者それぞれの
役割を定めています。

第3章 市政の原則及び制度

行政と市議会が行う活動(＝市政)の
原則と制度について定めています。

- ・市政の基本原則(第12条)
- ・総合的かつ計画的な市政(第13条)
- ・審議会等(第19条)
- ・公的オンブズマン(第23条)

など



第4章

情報共有・参画・協働

第4条で規定した、
「自治運営の基本原則」
(情報共有・参画・協働の原則)
の詳細について定めています。

◆情報共有の事例①



情報公開窓口



まちづくりセンターなどで情報共有



関係団体と行政の連絡会議



ボランティア情報など特定の
情報提供

◆参画の事例



地域コミュニティセンターの
ワークショップ



地域説明会

◆協働の事例

地域ねこ活動



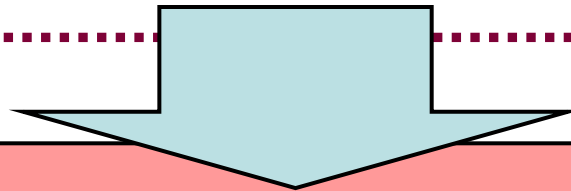
あんしん住み替え相談窓口



市民参画と協働の推進条例

自治基本条例第31条

参画と協働を拡充推進するための基本的な事項については、別に条例で定めるものとします。



市民参画と協働の推進条例

H23年4月施行

市民参画と協働の推進条例の改正

- ・ 区ごとのまちづくりを推進するため
第21条を改正

(合意形成)

第21条 市民及び市長等は、それぞれの区の区域及び小学校区等の身近な地域並びに環境保全、福祉の増進等の特定の分野における課題の解決に向けて円滑な合意の形成ができるよう取り組むものとする。

2 市は、それぞれの区の区域における課題の解決に向けた合意の形成ができるよう、必要に応じ、協議の場を設けるものとする。

3 前項に規定するもののほか、市長等は、第1項に規定する合意の形成の過程において必要な支援に努めるものとする。

第5章

コミュニティ活動

コミュニティ活動とその支援について定めています。



※コミュニティ活動とは？

地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団が身近な課題を解決するために
行う活動（第2条）

◆コミュニティ活動の事例①



防犯パトロール

地域での防災訓練



◆コミュニティ活動の事例②



みずあかり



あいぽーとでの活動

第6章 区におけるまちづくり

自主的で自立的な、区におけるまちづくりについて定めています。

第7章 危機管理

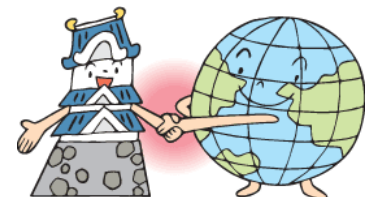
日頃から災害等の発生へ備えることや、発生時には**相互に助け合う事**について定めています。

第8章 住民投票

市民参画の手法のひとつである**住民投票制度**について定めています。

第9章 国、他の自治体等との連携

国、他の地方公共団体等との**連携**について定めています。



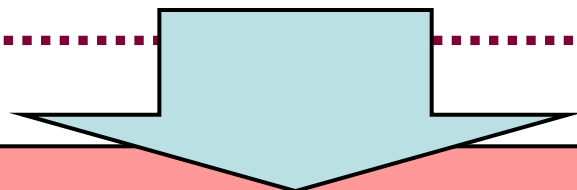
第10章 自治推進委員会等

自治推進委員会や、この条例の最高規範性、条例の見直しについて定めています。

◆自治基本条例の見直し

自治基本条例第42条(条例の見直し)

- ①施行後、4年を超えない期間ごとに見直します。
- ②条例の見直しには市民参画の手続きを実施します。



熊本市自治推進委員会

令和3年12月設置